

第 11 号議案

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例の一部を改正する条例の件

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例の一部を改正する条例を次のように  
制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例の一部を改正する条例

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例（平成 6 年 1 月 条例第 35 号）の一部  
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び  
第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は  
太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）につ  
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正  
部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（使用の許可）</p> <p>第 5 条 前条第 1 項第 2 号若しくは第 4 号に規定する施設又はそれらの附 属設備（以下「研修室等」という。） を使用しようとする者は、市長の許 可を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（使用料の減免）</p> <p>第 10 条 市長は、<u>規則で定める特別の</u> <u>理由があるときは、規則で定めると</u></p>	<p style="text-align: center;">（使用の許可）</p> <p>第 5 条 前条第 1 項第 2 号若しくは第 4 号に規定する施設又はそれらの附 属設備（以下「研修室等」という。） を使用しようとする者は、<u>規則で定</u> <u>めるところにより、市長の許可を受</u> <u>けなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（使用料の減免）</p> <p>第 10 条 市長は、<u>規則で定める特別の</u> <u>理由があるとき、規則で定めるとこ</u></p>

<p>ころにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>ろにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>
------------------------------------	-----------------------------------

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第8条関係）

(1) センターの研修室及び実習室の使用料

施設			使用料（1室につき）						
名称	面積の概数 （単位：平方メートル）	定員 （単位：人）	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後5時まで）	夜間 （午後6時から午後9時まで）	午前・午後 （午前9時から午後5時まで）	午後・夜間 （午後1時から午後9時まで）	終日 （午前9時から午後9時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
実習室	介護（ベッドを使用する場合）	123	30	7,600円	10,100円	7,600円	16,000円	16,000円	21,600円
	介護（ベッドを使用しない場合）	39	30	2,000円	2,800円	2,000円	4,300円	4,300円	5,700円

備考 [略]

(2)～(4) [略]

改正前

別表（第8条関係）

(1) センターの研修室及び実習室の使用料

施設			使用料（1室につき）						
名称	面積の概数 （単位：平方メートル）	定員 （単位：人）	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後5時まで）	夜間 （午後6時から午後9時まで）	午前・午後 （午前9時から午後5時まで）	午後・夜間 （午後1時から午後9時まで）	終日 （午前9時から午後9時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
実習室	介護	123	30	7,600円	10,100円	7,600円	16,000円	16,000円	21,600円
	調理	96	40	5,900円	7,800円	5,900円	12,400円	12,400円	16,700円

備考 [略]

(2)～(4) [略]

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例第 5 条第 1 項の許可を受けている者が納付すべき使用料については、なお従前の例による。

## 理 由

神戸市立こうべ市民福祉交流センター内の一部の実習室を市の事業実施場所として転用等するに当たり、条例を改正する必要があるため。